

令和 8 年度山形県卵子凍結等に関する正しい知識の普及啓発業務委託仕様書
(企画提案用)

1 委託業務名

令和 8 年度山形県卵子凍結等に関する正しい知識の普及啓発業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

卵子凍結は、正しい知識を持ったうえで選択することが重要である。このため、卵子凍結及び性や妊娠に関する講習会を実施し、正しい知識及び情報を提供することを目的とする。

4 業務内容

(1) 卵子凍結等に関する講習会（以下、「講習会」という。）の実施

山形県卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業による助成を検討している者や卵子凍結に関心のある者等を対象に、卵子凍結及び性と妊娠に関する医学的見地に基づいた知識を情報提供する講習会を開催すること。

①卵子凍結等に関する講習会動画の企画及び制作

- ・講習会で使用する動画の具体的な企画内容を県に提出し、県との協議のうえ内容を確定すること。企画にあたっては、別途県が提示する、こども家庭科学研究班が作成した資材や、日本産科婦人科学会が作成している動画（「ノンメディカルな卵子凍結をお考えの方へ」）を参考とすること。
- ・確定した企画内容に基づき、動画の制作を行うこと。必要に応じて、映像・音量の調整、字幕・テロップの追加等の編集を行うこと。
- ・動画の制作にあたっては必要に応じて肖像権、著作権その他権利処理を適切に行うこと。
- ・動画の作成に係る使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受注者が負担すること。
- ・動画の完成までに、県による内容確認及び修正等の指示を受けること。

②講習会の実施期間及び受講見込み者数

- ・実施期間 令和 8 年 11 月から令和 9 年 3 月中旬まで
- ・受講見込み者数 100 人

③講習会の実施方法等

- ・講習会は、オンデマンド形式による動画配信により実施すること。
- ・パソコン、タブレットおよびスマートフォン等のマルチデバイスに対応した、

安定的な動画配信および受講管理が可能な環境を確保し、運用すること。

- ・動画配信環境は、Vimeo 等の既存サービスを活用することができる。ただし、動画の視聴状況、理解度テストの受験・採点、アンケートの回答状況および受講完了証明書の発行を一体的に管理できる仕組みを構築すること。
- ・動画配信サービス単体で前記の要件を満たすことが困難な場合には、動画配信サービスと受講管理システム等を組み合わせ、必要な機能を一体的に管理できる環境を構築すること。
- ・受講者が動画を初回視聴する際は、早送り、スキップその他視聴を省略する操作を制限すること。
- ・視聴状況、理解度テストの結果、アンケートの回答状況および受講完了状況を、受講者ごとに確認できるようにすること。
- ・受講方法、推奨する視聴環境、問い合わせ先その他必要な事項を、受講者に事前に周知すること。

(2) 講習会参加者の申込受付及び管理

受注者は、県と協議のうえ、以下の参加者管理を行うこと。

①参加申込用フォームの開設

- ・既存のクラウドサービスを活用し、参加申込用フォームを開設すること。
- ・フォームの入力項目、申込受付期間、受付完了時の自動返信内容その他設定については、県と協議のうえ決定すること。
- ・個人情報を収集する場合は、収集目的、利用範囲及び問合せ先等をフォーム上に明示すること。

②申込受付および参加者情報の管理

- ・参加申込用フォームにより申込みを受け付け、申込者の氏名、生年月日、住所、連絡先、申込日時、参加状況その他必要な情報を適切に管理すること。
- ・申込情報について、申込受付、連絡状況、受講状況、キャンセルその他の変更状況を、参加者ごとに管理すること。

③データの連携

- ・フォームで収集した申込情報は、参加者への連絡、参加状況の管理、理解度テスト及びアンケートの実施、参加者名簿の作成、受講完了証明書の発行に活用すること。
- ・申込情報の連携は、原則としてクラウドサービスの連携機能または CSV 等のデータ入出力機能を用いて行うこと。
- ・なお、自動連携が困難な場合は、発注者と協議のうえ、受注者が手動転記その他の方法により連携することができる。この場合、転記後に入力内容を照合し、転記漏れ、誤入力および重複登録がないことを確認すること。

④参加者への連絡およびサポート

- ・受注者は、参加者に対し、申込受付、受講方法、講習会動画の視聴方法、理解

度テスト及びアンケートの実施方法、受講完了証明書の取得方法、注意事項その他必要な事項を、電子メール等の適切な方法により連絡すること。

- ・参加者からの問い合わせに対応し、必要に応じて発注者と調整すること。
- ・問合せ内容及び対応状況を記録し、県から求められた場合は報告すること。

⑤参加者名簿の作成および更新

- ・受注者は、申込情報および確認結果に基づき、参加者名簿を作成すること。
- ・参加者名簿には、少なくとも参加者氏名、生年月日、住所、連絡先、申込日時、受講状況及び受講完了状況を記載すること。
- ・申込内容の変更、キャンセル、受講状況その他の変更が生じた場合は、名簿を速やかに更新すること。

⑥クラウドサービス等の承認

- ・使用するクラウドサービス、動画配信及び受講管理の方法、申込情報の連携方法、参加者名簿の様式および運用方法については、受注者が提案し、発注者の承認を得ること。

⑦個人情報の取扱い

- ・個人情報の閲覧・編集権限は、業務上必要な者に限定すること。
- ・個人情報を取り扱うクラウドサービスは、アクセス制御、通信の暗号化、ログ管理、バックアップその他必要な安全管理措置を備えたものとする。
- ・業務終了後は、県の指示に従い、個人情報を返却、削除または廃棄すること。
- ・クラウドサービスを利用する場合は、サービスの名称、提供事業者、データの保存場所、保存期間および削除方法を、事前に県へ報告すること。

(3) 講習会受講確認及び受講完了証明書の発行

①受講確認について

- ・全動画の視聴完了後に、受講内容に関する理解度テスト及び県が別途指定するアンケートを実施すること。理解度テストは5問程度とする。
- ・理解度テストについては、県が指定する合格基準、原則として正答率 80%以上に達するまで、受講完了証明書の発行手続きに進めない仕様とすること。
- ・理解度テストが不合格となった場合は、再受験できる仕組みとすること。
- ・理解度テストの内容、再受験の方法及び回数については、講習会動画の内容を踏まえ、県と協議のうえ決定すること。
- ・視聴完了、理解度テストの結果及びアンケート回答状況を受講者ごとに記録すること。

②受講完了証明書について

- ・全動画の視聴完了、理解度テストの合格及びアンケートへの回答をシステムが確認した段階で、受講完了証明書を自動発行し、受講者が PDF ファイルとしてダウンロードできる仕組みを構築すること。
- ・受講完了証明書の様式及び記載内容については、県と協議のうえ決定すること。

- ・受講完了証明書の発行履歴を記録し、県が確認できるようにすること。

5 成果品

受注者は、次の成果品を納入し、県の検査に受けること。

(1) 納入物

- ① 4 (1)①で作成した講習会動画（動画データを格納したDVD 1 部）
- ②講習会実施にあたり作成した文書等
 - ア) 4 (2)①で作成した参加申込用フォームの写し
：画面キャプチャまたはPDF形式
 - イ) 4 (2)②及び④に係る申込受付・参加者との連絡記録
：電子メール等による連絡内容及び対応履歴を整理したExcelファイル
 - ウ) 4 (2)③に係る申込情報の連携記録
：連携方法、連携日時、連携対象項目その他必要な事項を整理したExcelファイル
 - エ) 4 (2)⑤で作成した参加者名簿
：県が指定する様式による Excel ファイル
 - オ) 受講方法の説明書及び参加者へのサポート資料
：PDF形式
- ③受講確認及びアンケートに係る資料
 - ア) 4 (3)①で使用した理解度テスト及びアンケートフォームの写し
：画面キャプチャまたはPDF形式
 - イ) 理解度テストの実施結果一覧
：Excel ファイル
 - ウ) アンケート回答一覧
：Excel ファイル
 - エ) 受講完了者及び受講完了証明書の発行状況一覧
：Excel ファイル
- ④その他県が指定する文書等

(2) 納入場所

山形県しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課（山形県庁4階）

(3) 納入期限

令和9年3月下旬

6 業務の再委託

本委託事業の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。

7 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (3) 本事業の実施により取得または作成した情報、記録および成果物は、契約書等に別段の定めがある場合を除き、山形県に帰属するものとする。
- (4) 県は、成果物の動画について、県ホームページへの掲載等の二次利用ができるものとする。
- (5) 山形県の二次利用に当たって、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、受注者は、制作に当たり、必要な許諾を得ること。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (8) 委託業務の実施にあたっては、県と打合せしながら進めること。
- (9) 本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (10) 委託業務に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。
- (11) 使用するクラウドサービス等について、サービスの仕様変更、障害、サービス終了その他の事由により本業務の実施に支障が生じるおそれがある場合は、速やかに県へ報告し、対応について協議すること。
- (12) 業務の実施にあたっては、卵子凍結に関する情報を提供するものであることを踏まえ、特定の医療機関、民間事業者または特定の商品・サービスの利用を不当に推奨することのないよう、公平かつ中立的な情報提供を行うこと。
- (13) 講習会動画、受講方法の説明書その他の成果物については、受講者にとって分かりやすい内容および表現とするよう配慮すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。